		号外	ページ
一六〇一	平成二十六年国土交通省告示第四百三十七号の一部を改正する件	二八	277
	○海上保安庁		六〇八
三七 三八	航路標識に関する件	四	七
三九 四〇	〃	一〇	三
四一	海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示等の一部を改正する告示	二三	八
	○環境省		
一〇六	沖合海底自然環境保全地域に関する件	三	252 二
一〇七	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号二の規定に基づく物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数の一部を改正する件	一七	264 五
一〇八	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条の二及び第二十六条の三の規定に基づく申請書等の提出における電磁的記録及び電磁的方法に関する告示	二二	九
一〇九	慶良間諸島国立公園の海域公園地区内における行為の許可基準の特例を定める件	二五	九
一一〇	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示の一部を改正する告示	一六	九
	○原子力規制委員会		
一一三	平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）及び平成二年科学技術庁告示第七号（放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）の一部を改正する告示	一七	264 一五
一一四	放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第七号）の一部を改正する告示	二二	268 三〇五
一一五	原子力規制委員会が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示	二二	268 三一〇
	○防衛省		
二四九―二五二	海上における射撃訓練を実施する件	七 八	一五 七
二五三	〃	一五	七
二五四	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件	一七	264 四七
二五五	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条の規定により、対象施設の管理者として指定した件	一七	264 五〇
二五六	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した告示の一部を改正する件	一八	八
二五七	海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件	二三	九
二五八	海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消す件	二三	九
二五九―二六三	海上における空対空射撃訓練を実施する件	二五	九
二六四	海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件	二五	一〇
二六五	海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件	二五	一〇
二六六	海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件	二五	一〇
二六七―二七二	海上における射撃訓練を実施する件	二五	276 二
二七三	防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則の一部を改正する告示	二八	278 一四
	○九州厚生局		
一〇八	生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示	四	九
	○東北地方整備局		
一一六八―一七二	道路に関する件	四	九
一七三	都市計画に関する件	八	四
一七四	〃	一〇	六
一七五―一八一	道路に関する件	一〇	六
一八二―一八七	〃	一一 260	九
一八八―一八九	〃	一五	七
一九〇	〃	一六	一〇
一九二	都市計画に関する件	一六	一〇
一九四―一九七	道路に関する件	一七	七
一九八―二〇四	〃	一八	八
二〇五	〃	二二	九
	○関東地方整備局		
三〇三	都市計画に関する件	一	一〇
三〇四	〃	八	四
三〇五	建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定をした件	八	四
三〇六	道路に関する件	八	四
三〇七―三〇八	〃	一四	五